

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値の継続的な増大を目指して、効率が高く、健全で透明性の高い経営が実現できるよう、経営体制および内部統制システムを整備し、必要な施策等に取り組んでいくことが、当社のコーポレートガバナンスに関する取組みの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題として位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ジャスト	885,600	9.78
田中 克尚	492,688	5.44
ニチダイ従業員持株会	391,144	4.32
中棹 知子	282,600	3.12
古屋 啓子	272,600	3.01
株式会社SBI証券	232,435	2.56
京都中央信用金庫	220,000	2.43
株式会社三菱東京UFJ銀行	217,600	2.40
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	172,600	1.90
大阪中小企業投資育成株式会社	154,000	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

大株主の状況は、平成30年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西野 吉隆	公認会計士											
真田 尚美	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西野 吉隆	○	○	——	公認会計士としての活動を通じた会計の専門知識と事務所経営の経験があり、高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、社外取締役として選任しております。なお、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

真田 尚美	○	○	——	直接企業の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において、妥当性及び適正性の見地から適切な助言及び提言を行ってきた実績を踏まえ、社外取締役として選任しております。なお、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
-------	---	---	----	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助する「監査等委員会事務局」を設置し、兼務の使用人を複数名配置しており、監査等委員会の指示に従って、その監査職務の補助を行います。 また、監査等委員会事務局の使用人の任命・異動・懲戒に際しては、予め監査等委員会委員長の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制といたします。 さらに、監査等委員会事務局の使用人が監査職務の補助を行う場合は、当該使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、他の取締役の指揮命令は受けません。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新
監査等委員会と会計監査人は、四半期毎の監査結果報告の際に、監査体制、監査計画及び監査の実施状況等について、情報交換及び意見交換を行っております。 監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査部門と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項
独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明
当社は株主総会で決議された報酬総額の範囲内にて各取締役の役割に応じて役員報酬を支給しておりインセンティブの付与は実施しておりません。
ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

・取締役(監査等委員を除く): 年間報酬総額66百万円 基本報酬62百万円 賞与4百万円 :対象役員3名
(社外取締役を除く)

・取締役(監査等委員): 年間報酬総額9百万円 基本報酬9百万円 :対象役員1名
(社外取締役を除く)

・社外取締役(監査等委員): 年間報酬総額7百万円 基本報酬7百万円 :対象役員2名

上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は株主総会が決定する報酬総額の限度内で、当社の企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮して、取締役(監査等委員であるものを除く。)については取締役会において決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しております。また、役員報酬の限度額については、平成27年6月24日開催の第48期定時株主総会決議により、取締役(監査等委員であるものを除く。)は年額400百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)、監査等委員である取締役は年額50百万円としております。

【社外取締役のサポート体制】

更新

当社の社外取締役2名は両名とも監査等委員であり、その監査等委員会の職務を補助するため事務局を設置しております。社外取締役に対して、経営会議及び取締役会開催前に、当社総務部より議題の報告および資料配布が行われており、必要に応じて説明を行っております。さらに、常勤の監査等委員を選定しており、業務執行取締役、執行役員、内部監査室及び管理部門から発信された社内情報を社外取締役に対し迅速・的確に伝達できる体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。また、当社は取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数を8名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内と定款に定めております。なお、取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年としております。

(1) 取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)3名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)の計6名で構成され、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、取締役規則に定められた重要な業務執行及び意思決定を行うとともに、業務遂行の状況を受け、監督を行っております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、常勤の監査等委員1名、社外取締役である監査等委員2名の計3名で構成され、監査等委員会を原則として毎月1回開催しております。監査等委員は、取締役会、経営会議、各事業会議等の重要な会議への出席等を通じ、又は直接のヒアリングを通じて、取締役、執行役員及び部門責任者等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

(3) 執行役員会

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は9名(内3名は取締役兼務)で構成されております。また、定款において、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定めており、取締役会で担っていた重要な業務執行のうち取締役会の決裁が必要である事項以外につきまして、取締役会決議により代表取締役社長に委任しております。これら重要な業務執行につきましては、代表取締役社長の諮問機関である執行役員会にて審議を行っております。執行役員会は、執行役員と子会社社長を含め毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催し、意思決定の迅速化と業務執行の効率化に努めており、執行役員会で決議された事項は、速やかに取締役会に報告しております。

(4) 経営会議

グループ会社業務の円滑な運営を図るため、取締役(監査等委員含む)、執行役員、グループ子会社役員等で構成された経営会議を毎月開催し、当社グループ会社並びに当社事業の状況に関する報告、検討及び実施状況の検証を行っております。

(5) 会計監査人

会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任しており、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

(6) 内部監査室

内部監査部門として、内部監査室を設置しております。内部監査室は監査等委員会と連携しながら、定期的に各部門への内部監査を実施しております。

(7) 責任限定契約

当社は、監査等委員である取締役3名との間に、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法425条第1項に定める最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査等委員会、執行役員会、経営会議、内部監査室及び会計監査人と連携を持ちながら、業務の意思決定とリスク管理、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を図るため、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の7日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様にご出席いただけるよう、総会会場の状況を調整しながら集中日を回避した開催を心がけております。
その他	株主総会は、プロジェクターを用いたビジュアル化を図っております。 招集通知は当社ホームページに掲載しております。 また、株主総会終了後に事業説明会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2017年4月25日にディスクロージャーポリシーを作成し、当社のホームページにて公表しております。 http://www.nichidai.jp/ir/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算・中間決算後に説明会を年2回開催、また、アナリストおよび機関投資家向けに説明会を随時開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL: http://www.nichidai.jp/ir/ 当社のホームページには、決算説明会資料、決算説明会補足資料、決算短信、有価証券報告書、株主通信などの投資家向けの資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営企画室 IR担当役員: 執行役員 経営企画室 室長 伊藤 直紀 IR事務連絡責任者: 経営企画室 課長 紺野 浩司	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、「顧客満足度(CS)・株主満足度(IS)・社員満足度(ES)を最大限に実現し、永続的に向上させていくことで、新たな価値を創造し、社会に貢献できる企業を目指す」ことを経営理念として掲げています。その経営理念に基づき、各ステークホルダーの立場を尊重した、以下の行動規範を定めています。 「法令・社会規範などの遵守」 「積極的な情報開示」 「お客様の満足」 「公正な取引および自由な競争」 「環境への配慮」 「社会への貢献」 「他者の尊重」 「和を重視した職場風土の醸成」 「関係各国の発展への貢献」
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、硬式野球部を有しており、少年野球教室の開催や社会人野球大会無料応援バスツアーの実施など、地域におけるスポーツ振興を通して、コミュニティへの貢献を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの整備状況は次のとおりであり、平成18年5月15日の取締役会において内部統制システム構築に係る基本方針として決定いたしました。

また、平成27年6月24日の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の改正に合わせ、さらに平成28年3月24日の取締役会において、基本方針の内容の一部改定を決議いたしました。

内部統制基本方針

1. 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、経営基本方針に則った「行動規範」を制定し、当社取締役社長が役職者をはじめグループ会社全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と企業倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底します。
(2)執行役員の業務執行について、取締役会及び監査等委員会は監督を行い、重要な事項については取締役会が意思決定を行います。
(3)監査等委員会及び内部監査室は連携し、当社グループのコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無について、当社グループ各社の監査を順次実施するなど、監査体制の強化を図ります。
(4)当社グループの企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について執行役員会等で適切に審議します。また、組織横断的な各種会議体で、各組織におけるリスクの把握及び対応の方針と体制について審議し、決定します。
(5)当社グループのコンプライアンスの状況については、内部通報制度を含め、必要に応じて経営会議に報告する体制を構築します。
(6)反社会的勢力による不当要求に対しては、「行動規範」、「グループ倫理規程」に従い、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会に関する文書、取締役会、執行役員会、経営会議、その他重要な会議に関する文書、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書(電磁的記録を含む。)について、「文書管理規程」、「稟議規程」、「情報システム業務管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等に則った保存、管理を行います。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)「リスク管理規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に則ったリスク管理体制を整備、構築します。当社グループ会社は、本規程を準用し、当社グループ会社取締役社長が統括管理を行います。
(2)当社及び当社グループ会社のリスクを総括的に管理する部門を総務部とし、定期的に各部門内のリスクの評価を行い、改善を図ります。
(3)危機発生時には、「リスク管理規程」に定められた手順に従い、情報収集を行い、重大な危機については危機管理対策本部を設置し、対応します。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は執行役員制度を導入し、取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監督を行います。職務の執行は執行役員(取締役兼務者含む)が取締役会の経営方針に基づき、役割を分担し効率的な執行ができる体制とします。
(2)当社取締役会にて承認された当社グループの中期経営計画及び年次事業計画に基づき、執行役員(取締役兼務者含む)は、目標達成のために職務を執行し、取締役会はその進捗状況の管理を行います。
(3)当社取締役社長の諮問機関として、事業部門を統括する執行役員等で構成する執行役員会を、定期的に又は必要に応じて開催し、当社取締役社長に委任された業務執行上の重要事項について決定を行います。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社及び当社グループ会社が相互に協力し、企業グループとしての経営効率の向上に資することを目的として、必要な事項及びグループ会社に対する管理、指導、育成上の基本的な事項を定めた「関係会社管理規程」を制定し、運用を行います。
(2)当社グループ会社の取締役社長は、自社の管理の進捗状況を定期的に経営会議等において報告します。
(3)当社グループ会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、当社グループ会社の取締役社長が統括管理します。
(4)監査等委員会と内部監査室は、当社グループ会社へのモニタリング、監査を強化することにより、グループ会社における適正な業務の運営を維持します。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査等委員会の職務を補助する「監査等委員会事務局」を設置し、監査等委員会事務局所属の使用人を配置します。
(2)監査等委員会事務局の使用人は、兼任とするが複数を置き、監査等委員会の指示に従って、その監査職務の補助を行います。
(3)監査等委員会事務局の使用人の任命・異動・懲戒に際しては、予め監査等委員会委員長の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とします。
(4)監査等委員会事務局の使用人が監査職務の補助を行う場合は、当該使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、他の取締役の指揮命令は受けません。

7. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1)当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行について報告を求められた場合、又は当社グループに著しく影響を及ぼす重要事項、法令違反等の不正行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実及びそのおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく当社監査等委員会に報告します。
(2)当社監査等委員が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査等委員に回覧します。
(3)当社グループの内部通報担当部門は、当社監査等委員会に内部通報の状況等について定期的に報告します。
(4)当社グループは、上記の報告を行った取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱を行うことを禁止します。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用の支払又はその償還につ

いては、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制とします。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社取締役社長は監査等委員会と定期的に会議を開催し、監査等委員が意見又は情報の交換ができる体制とします。

(2) 内部監査室は監査等委員との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査等委員会が報告を受けることができる体制とします。

(3) 監査等委員が会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会決議により、「内部統制システムの構築に関する基本方針」として上記1(6)に基本的な考え方を定めておりますが、その整備状況は以下のとおりでございます。

反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

(1) 対応統括部署

総務部を対応統括部署とし、対応しております。

(2) 外部専門機関との連携

所轄官庁や顧問弁護士など外部機関と連携しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

総務部を窓口とし、企業防衛対策協議会に加盟し、反社会的勢力に関する情報収集に努め、一元管理を行っています。

(4) 研修活動の実施

「行動規範」及び「グループ倫理規程」に規定するとともに、その内容が記載された「Statement Handbook」を全従業員に配布し、周知を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

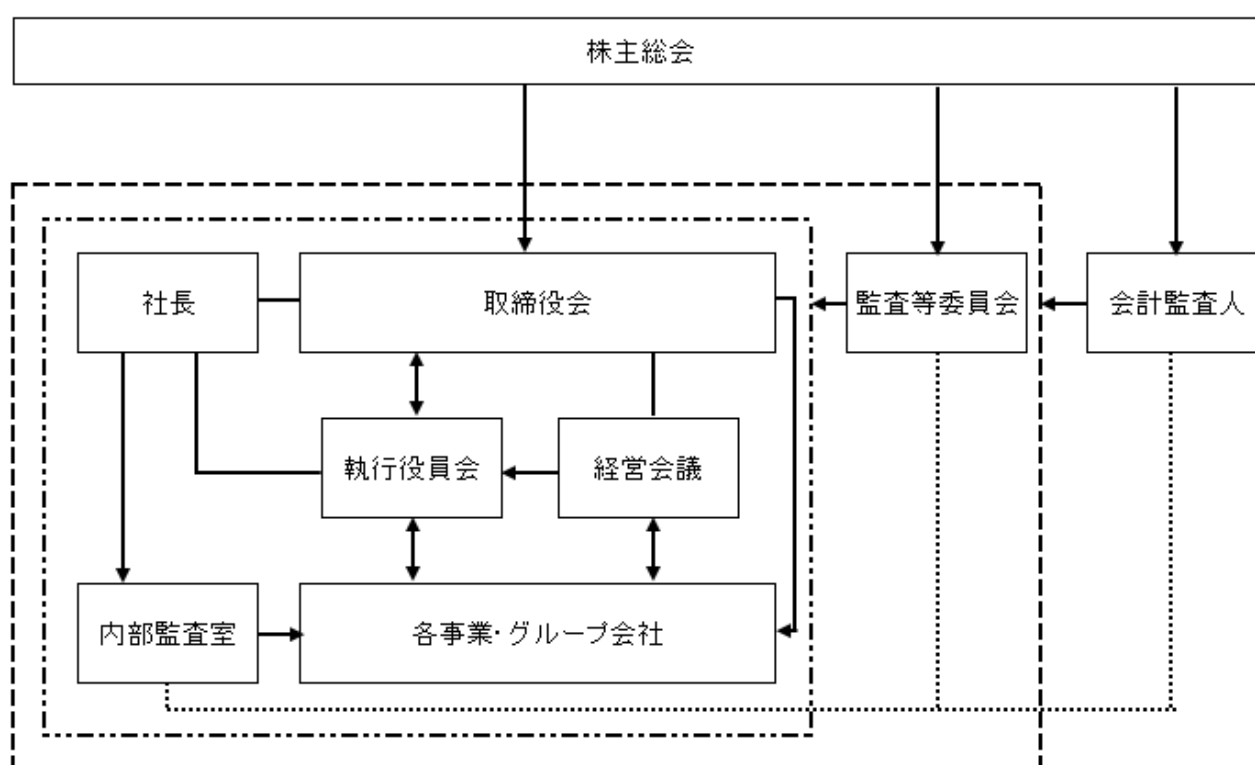
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制について】

ディスクロージャーについては、ディスクロージャーポリシーを制定し、諸法令や適時開示規則に従った適切な情報開示を行うために社内体制の整備・充実に努めております。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



(適時開示体制の概要)

